

大 財 第 57 号
平成 26 年 8 月 11 日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

大阪市長 橋 下 徹

再 議 書

平成 26 年 7・8 月市会（臨時会）において、平成 26 年 8 月 11 日に可決された、議員提出議案第 22 号大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案については、次の理由により異議があるため、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案について、校長の採用を「原則として公募により行うものとする」から「公募により行うことができる」とする部分は、以下の点において異議がある。

これまでの大阪市の教育行政においては、児童・生徒の学力や体力の向上をはじめとして、様々な課題があり、この状況を改善するためには外部人材の力を活用することが必要であると考え、新たな校長の採用は原則として内外公募によるとしたものである。

これまで内部人材だけでは変えることができなかった課題を外部人材が見つけ出して改善している例もあることから、外部人材による組織の活性化は効果をあげていくことがうかがえる。学校に多様な価値観を取り入れ、新しい風を吹き込むという観点から外部人材を登用していくことは重要であると考えている。

現行条例の内外公募については、外部からの人材だけを重視するのではなく、内部からの募集も含め、同一の基準で選考することにより、内外問わず優秀な人材を幅広く採用するものであり、内部人材の登用においても、そのプロセスの透明化を図るという重要な意義がある。

この度の改正案の趣旨は、外部人材に関する不祥事が起こったことなどから外部人材の採用を制限するということであると考えるが、この間の外部人材の問題は制度の問題ではなく、採用の問題に起因するものである。

教育委員会では、平成 27 年度採用者の選考において、求める人物像に、子どもの目線を持ち教職員を始め保護者・地域と信頼関係を築くことができる人を加えるとともに、一次選考に従前のレポートに替え論文試験を導入するなど、より一層採用段階での人物の見極めを適切に行うための改善を行った。また、公募制度のあり方検討プロジェクトチーム会議での検討内容を踏まえ、採用後に適格性を欠くに至った場合への対応について、任期を一年ごとの更新とし、一年ごとに適格性の審査を実施するなど、厳格に対応していくといった運用の改善も行っている。

以上のような採用プロセスの改善については、その実施を通して検証を行う必要がある。公募制度をよりよいものにしていくには、立ち止まるのではなく、公募を実施した上で、改めて検証を行い、さらに改善していくことが必要であると考える。

平成 25 年度採用のプロセスに問題があったことは認めているところであり、内部人材と外部人材における合格基準の公平性は維持したうえで、例えば、外部人材の採用において、任命権者である教育委員会の選考プロセスをさらに厳格化させるということで、校長の内外公募を継続していくということであれば、柔軟に対応していくことも考えられる。

しかしながら、本件については、前回の提案内容と全く同じ内容であり、外部公募自体は否定しないとしながら、今後どのように運用すべきかといった建設的な議論が行われておらず、再議に付さざるを得ないものとする。